

◇◆◇目次◇◆◇

1. 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です
2. 障がい者の法定雇用率が引き上げになります

★★

1. 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止等啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、措置を講じるなど、この機会に一度、見直してみませんか？

◆問合せ先 岐阜労働局労働基準部監督課 TEL：058-245-8102

◆厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

★★

2. 障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

- ・民間企業 2.0% → 2.2%
- ・国、地方公共団体等 2.3% → 2.5%
- ・都道府県等の教育委員会 2.2% → 2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

- (1) 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。  
今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。
- (2) 平成33年4月までには、さらに0.1%引き上げとなります。  
平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。  
(国等の機関も同様に0.1%引き上げになります。)

◆問合せ先 岐阜労働局職業安定部職業対策課 TEL：058-245-1314  
ハローワーク高山 TEL：0577-32-1144

★★

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。